17年度税制改正の位置付け

- ・わが国経済を自律的成長にのせていく上で重要なタイミング
- ・中長期的に潜在的国民負担率を50%程度に抑制するべく税・財政、社会保障制度の一体的改革が急務
- ・社会保障財源には消費税を活用し19年度に10%まで引上げることが必要



17年度改正において抜本的税制 改革の見取り図とスケジュール を示すことが必要

企業年金資産に課税する 特別法人税の廃止

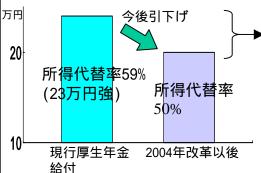
特別法人税とは

- ・企業年金の積立金(元本+運用益)に毎年課税(1.173%)
- ・課税対象は確定給付企業年金、厚生年金基金、 適格退職年金、確定拠出年金等
- ・平成11年度以降課税停止中(17年3月まで)

適格退職年金の9割は中小企業の年金。また確定拠出 年金には、企業年金がないサラリーマン、自営業者等も加入

自助努力の必要性

・公的年金給付が減額される中で国民が老後の安心を 確保するには自助努力による私的年金の充実が急務



・これまで公的年 金で老後の生活費 を賄えたが今後そ れだけでは不十分 ・企業年金等の自 助努力で確保する ことが必要

特別法人税の問題点

- (1)特別法人税は企業年金の充実を阻害 退職後の年金受取額が大きく目減り。たとえ課税 が停止されても、復活の可能性があれば企業年金 全体の制度設計ができない。
- (2)海外でも類例のない税制 年金税制の原則は拠出・運用時非課税、給付時課 税。特別法人税はこの原則を逸脱
- (3)企業年金については受給時課税が実現 (平成16年度改正で公的年金等控除が縮小)
- (4)長年課税が停止され制度の必要性は消失



特別法人税の制度そのものを確実に撤廃 することが不可欠

環境税は断固反対

- ・地球温暖化対策は国際的な重要課題。企業も環境に 配慮した経営に積極的に取り組んでいるところ
- ・温暖化対策には「経済と環境の両立」の原則のもと、 国民・企業・政府が一体となった取り組みが必要
- ・環境省が提案する環境税は日本経済の足枷になるば かりか地球温暖化防止に効果のない安易な増税提案

(1) 環境税は地球規模の温暖化対策に逆効果 環境税の効果は疑問

日本企業の国際競争力が失われ、途上国等での生産が増 えれば地球規模の温室効果ガスはかえって増加

エネルギー課税は既に過重

石油・石炭税、揮発油税、地方道路税、航空機燃料税、 石油ガス税、軽油引取税、消費税と既に多重課税

必要な財源は既に確保済み

地球温暖化対策予算は既に1.2兆円を確保。石油・石炭税 の使途のグリーン化も実施済み

EUの例は参考にならない

EUの貿易は域内取引が大半。日本は環境税のない米国、 アジアとの競争にさらされている。

(2) 産業界は取り組みを一層強化

「自主行動計画」の目標の確実な達成

民生・運輸部門等の取り組みへの貢献

- 省エネ技術の開発と普及
- 省エネに関する消費者への情報、サービスの提供
- 物流面の温暖化対策、森林整備活動の推進
- 家庭・オフィスにおける省エネ活動の推進

積極的な情報公開

- 企業の自主的情報公開の推進 環境報告書の3年倍増

【環境省の提案】中央環境審議会報告書(15年8月)

- ・税率3,000~3,400円 / 炭素トンの上流課税
- 課税によるエネルギー消費抑制効果と税収(約9,500) 億円)の省エネ対策等への歳出効果により約10%の CO2削減を目論み

住宅税制の拡充

重要な社会インフラである住宅ストックの質の向上、流通促進が重要

住宅取得・リフォームに係る自己資金に対する税額控除制度の導入

対象:一定の質を満たす住宅の取得 方式:自己資金の一定比率を税額控除 住宅のリフォーム

住宅ローン減税は将来にわたって一定規模を維持していくことが必要

日本型LLC(合同会社(仮称))税制等への早期取り組み

LLCとは

法人格、 全出資者の有限責任 組織の柔軟性

構成員課税(パススルー課税)等 以上4点を備えた事業体

会社法現代化(17年通常国会) で上記 ~ は実現の見込み 一/

諸外国では当然のビジネスインフラ として整備(米、英、シンガポール等) (海外企業はジョイントベンチャー、 研究開発等に積極的に活用) わが国企業は活用できない

残る問題として税制措置が不可欠┃

- ・現物出資時の課税繰延
- ・パススルー課税等

17年度措置予定の日本型LLP(法人格なし)についても同様の税制措置(

人材投資促進税制の創設

わが国企業の競争力強化のため企業の人材育成投資の強化が不可欠

対象:競争力強化のための人材育成費用 方法:対象費用の一定比率を ・社内人材育成費用

· 人材育成外部委託費

・人材開発部門の人件費等

法人税額から税額控除

研究開発・IT投資促進税制と同様

法人課税

- ・法人実効税率の引下げ(5%程度)
- ・減価償却制度の見直し
- ・国際租税制度の適正化

- ・地方法人課税の見直し
- ・コンテンツ投資促進税制の拡充
- ・産業活力再生特別措置法に基づく (社会保障制度改革等も踏まえ <u>推進等</u> 税制措置の延長

個人所得課稅

- ・定率減税の見直し
- (累進税率とセットで見直し)
- ・個人住民税の見直し
- ・早期事業再生の税制措置の見直し ・所得税の課税ベースの見直し
 - ・金融所得課税の一体化の推進

 - ・納税者番号制度の導入
 - た総合的見直しが必要)

土地税制

する等

- ・土地の固定資産税の 負担水準の引下げ
- ・都市再生・資産流動化
- に向けた税制措置の拡充

税務書類の電子的保存の